

○厚生労働省告示第五百七十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

厚生労働大臣 三井 辨雄

表の238から247までの項中

4あり	ラニビズマブ
-----	--------

を

4あり	ラニビズマブ、アセプト（遺伝子組
-----	------------------

クリベル
換え)

に改める。